

Title	ハリフックス卿の貨幣改鑄を中心として喚起せられたる貨幣論争 (其二)
Sub Title	
Author	高橋, 誠一郎
Publisher	慶應義塾理財学会
Publication year	1919
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.13, No.1 (1919. 1) ,p.32- 61
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19190101-0032

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

ハリフックス卿の貨幣改鑄を中心として
喚起せられたる貨幣論争 (其二)

高橋誠一郎

五

一千六百九十一年を以て上梓せられたる Sir Dudley North が匿名の著 Discourses upon Trade; principally directed to the Cases of the Interest, Coinage, Clipping, Increase of Money. 亦多數論者の觀るが如く、國際貿易の自由を主張するを以て主たる目的と爲せるものに非ずして、本論文の表題に注意する者及び之が全篇を通讀せる者の容易に感知し得可きが如く、利子及び貨幣に關するものなることを記憶せざる可らず。殊に彼が本書の稿を起すに當り、其心胸を往來したるものは地金との關係に於ける通貨の問題なり。彼は其序文に於て曰く、輸出入貿易平衡の問題に關し論争喧しかりしは久しからざる以前のことなり。即ち吾人が輸出する所よりも多額の貨物

を輸入するものとせば、吾人は敗滅の大道に在るものなりと想像せられたるが爲なり。之と等しく吾人は東印度並に佛國貿易に對する反對論及び其他貿易上に於ける幾多類似の政治的偏見に就き其多くを聽けり。時の経過と更に優れたる見解とは之が大部分を消滅せしめたりと雖、而も新なる人物は巧智を欲する者を欺くに依りて彼等が私益を増進するが爲に、構想し鼓吹するの刺激を受くるが故に、他のものは聽て其跡を滿すなり。而して吾人は今や正貨の缺乏を欺じ、地金が輸出せらるゝか若しくは貨幣に鑄造せらるゝ以外の用途に空費せらるゝを愁訴し、而して殊に我國に於ける穀物及び家畜貿易の沈靜を之に歸し、而して地金貿易を取締り、貨幣中に存するものゝ外、之が價格を限定するに依りて十分なる改革を行ひ、總ての物に新生命を與へんことを期するなり云々と(同 vii-viii.)。かの McCulloch によりて多大なる稱讚を以て引用せられたる(A Discourse on the Rise, Progress, peculiar Objects, and Importance, of Political Economy. 1824. pp. 37-9.)、十四個條の提言の如きも其大部分は貿易の全般に對して主張せられたるものに非ずして、寧ろ刻下の鑄貨問題に關して論述せられたるものなることを認めざるを得ず。即ち(一)全世界は貿

易の上に在りては宛も一國家又は一人民の如く、而して此點に於て各國は各個人の如きのみ。(二)一國に對する一貿易の喪失は單に別個に考察せられたるものに止らずして、總てのものは相結合するが故に、夫だけ世界の貿易は減縮せられ喪失せられたるものなり。(三)社會に對して不利益なる貿易あることなし、即ち或ものが、然ることを示したりとせば、人々は之を拋棄す可く、而して貿易業者の繁盛なる所に於ては必ず彼等が其一部を成す社會も亦繁盛たるなり。(四)或所定の方法に於て取引す可く人々を強制するは之に適應するに至るが如き者を利す可きも、而もそは一臣民より奪ひて他に與ふるものなるが故に、社會は利することなし。(五)如何なる法規と雖、貿易上價格を設定すること能はず、其率は自ら定らざるを得ず、而して又定る可きものなり、而も這般の法規が一定の效力を有する場合には、夫だけ貿易の障害と爲り、從て又有害たるなり。(六)貨幣は商品なり、然れば其過少なる場合と等しく過多なる場合あり得可く、而して之が爲に不利と爲る場合すら存し得可し。(七)一國民は日常取引の用に供するが爲に貨幣を缺くこと能はず、又十分以上に之を有することをも欲せざる可し。(八)何人と雖、多額の貨幣を得るに由

りて従前よりも富有と爲ることなかる可く、又彼は等しき對價を以て之を購ふに非ざれば、其如何なる部分をも有することなかる可し。(九)自由鑄造は是に由りて間斷なく、溶解及び鑄造を行はしめ、斯くて公の費用を以て金匠及び造幣者を給養するが爲に發見せられたる永久の運動なり。(一〇)鑄貨の改悪は相互に欺瞞するものにして、社會に取りては之よりして如何なる種類の利益も存することなし、即ちそは内在的なるもの、外、何等の資格若しくは價値をも許すことなければなり。(一一)雜分若しくは量目によりて貨幣を改悪するは同一なり。(一二)爲替及び現金は同一なり、唯だ輸送費及び再輸送費を節約するに過ぎざるなり。(一三)貿易の爲に輸出せらるる貨幣は國富を増加するものなるも、而も戰爭の爲に消費せられたるもの、並に外國への償金は夫だけ國家を窮乏せしむるものなり。(一四)之を要するに他に對して一貿易又は一利益を保護するは總て害惡にして、而して夫だけ公共より利益を截斷するものなりと稱するもの是なり(同 *videtur*)。

Not が時の政府と見解を異にしたる主たる實際問題は自由鑄造の政策なり。此點に關し彼は *Thus the Nation hath been abused, and made to pay for the twisting of straw,*

for Asses to eat. の言を作すに躊躇するとなかりき(p. 18)。自由鑄造の制度は既に述べたるが如く Charles 二世の第十八年(55)より繼承せるものにして、政で「光榮革命」の政府に始れるに非ず、而して先づ彼が忿怒を激成せしめたるものは一千六百八十五年を以て議會を通過せる法規なり(1 James II. c. 7; Statutes of the Realm vi. 10)。彼は又其弟にして傳記者たる Roger North の言に據るに、剪截貨幣に對して平かなること能はず、之に對して挑戦せんことを決意せり(The life of the Hon. Sir Dudley North, in Lives of the Norths. ed. 1826. iii. p. 168)。而して此小冊子が其影を絶つに至りしは鑄貨制度の改革を實施するに當り、時の政府が彼の意見に聽従することなかりしが爲なり。蓋し彼が舉示したる二個の方法中、該法案の起草者は其下策を選みて、剪截貨幣の損失を租税に依りて公共の上に課したるなり。本書が果して故意に絶版せしめられたりとせば、そは Conrad の Handwörterbuch に言へるが如く、「三田學會雜誌第十二卷第七號所載、十七世紀の英國に於ける利子論争」(其六)參照)著者自ら之を買上げて破却せるが爲に非ずして、政府の禁壓に由れるものなる可し。Roger North の筆は這般の消息を暗示しつゝあるなり(前掲書 p. 173)。即ち貨幣改鑄法案

は一千六百九十五年に至る迄其通過を見ず、而して North は其著出版の年たる一千六百九十一年を以て逝けるが爲めなり(Hugh は North 逝去の年を以て一千六百九十年と記せるも誤謬なり(Palgrave's Dictionary. vol. iii. p. 24))。彼の逝けるは一千六百九十一年十二月三十一日なり。Dictionary of National Biography. vol. xiv. p. 598.) (Ashley, Surveys Historic and Economic. 1900. pp. 294-6, 參照)。

六

North が貨幣論は其書中に於ける A Discourse of Coyned Money. (pp. 10-23.) 及び Postscript. Upon farther Consideration of the Foregoing Matters, I think fit to add the following Notes. (pp. i-v.) 中に收められたり。今其要を摘記せんに、金及び銀は其稀少なるが爲に、少量にして遙に之よりも多量なる他金屬及び其他の物件と價值相等しく、且つ其移動の容易なること及び其保管の便宜なるに因りて世界人類の間に彼等の取引に際し、共通の尺度たるに至りしものなり。更に這般の便益を増進し、日常普通の取引に於て重量及び品質を識別するの困難を排除するが爲に、君主及び國家は鑄貨の雜分を確定し、其量目を決定するを以て公共の利害に關する事項と見做し、而して其各

片を極印及び銘刻を以て瞭然たらしめ以て其偽造を困難ならしめ、且つ重刑を以て所罰するなり。斯くて世界の通商は容易と爲り、諸貨物の數多の種類は總て共通の尺度を有するに至るなり。加之、斯く貨幣に鑄造せられて、棒狀又は塊狀に於けるよりも商業上有用の程度を増加するに至れる金銀は、自由鑄造の制度採用以後に於ける英國を除き、有ゆる場所に於て當然従前よりも大なる價值を有するものと爲り、而して單に之が鑄造の實費以上に出づるのみならず、些少ながら國家の收入たるに至れり。然るに若し公共の費用を以て鑄造を行ひつゝある我英國に於けるが如く、銀は鑄貨たると然らざるを問はず同一價格を有するものとせば、そは往々にして鑄潰さるゝの危険あるものなり(P. 1011.)。

貨幣は其稀少なる場合と等しく、亦過多なる場合の存し得可き貨物なり。貨幣の缺乏を叫ぶ社會の聲は根據なきものなり。眞の禍患は利潤を收むること能はざるに在り。そは(一)貨物の過多か、(二)平常の販路が急激に閉鎖せられたるか、若しくは(三)消費の減少に基くものなり。救済を必要とするものは是等の原因なり。而して最良の救済策は出精と慎重なり。貿易の上に於て金銀は毫も他の貨物と

異なることなく、單に豊富なる者より取りて十分なる利潤を以て之を缺ける者、欲求せる者に致さるゝなり。貴金屬の輸出を禁止するの法規は之を制定せる國家の上に不利なる反動を興ふ可きものなり。世界に於ける一國家は貿易に關しては總ての點に於て一王國內に於ける一都市又は一都市内に於ける一家族の如し。貿易に對する主たる刺激は人の物欲なり。されば是等の物欲を抑制するの效果ある奢侈禁止法の如き方策は勤勉の障礙たるものなり。若し人類が純然たる必需品を以て自ら満足せりとせば吾人の世界は頗る貧弱のものたりしなる可し。國內商業は一國を富ましむる上に何等の關係なきものなり、富の増加は外國貿易より來るものなりと説くは非なり。一般に富として認めらるゝものは外國貿易なくして維持せらるゝこと能はず、而も外國貿易は國內商業なくして存立すること能はざるも亦事實なり。兩者は相共に關聯せるものなり(P. 1116.)。

貧困を極めたる國家は殆ど何等の貨幣を有することなし、而して交易の始期に於ては屢、瑞典に於ける銅の如く、植民地に於ける砂糖及び煙草の如く他の物件を使用せるも、多大なる不便なきを得ざりき。而して富の漸く増加するに従ひ、金銀

は誘入せられて、他を排除するに至るなり。造幣局は固より其利益大なるものなるも、而も貨幣を充實せしむるが爲に絶對の必要あるものに非ず。即ち造幣局の存せざる所に於ても、外國貨幣の流通を見るに至るが故に、交易は全然其供給を缺きたるとなし。然れども外國貨幣を使用する國家は彼等自ら造幣局を有したらんには、自己に取得し得可きものに對し外人に支拂ふの大不利を有す。即ち鑄貨は同一量、同一金位の鑄造せられざる銀に比し其價值大なるが故なり。若し之に反し鑄貨が地金よりも低く評價せらるゝ場合ありとせば、そは兩者の差益を收むるが爲に鑄潰さるゝに至る可し。即ち富裕なる國民は鑄貨を缺くことなし。彼等は毫も之を鑄造することなきも、他國の鑄貨を以て供給せらる可く、而して其外國より輸致せらるゝこと如何に多く、又國內に於て鑄造せらるゝこと如何に大なりとするも、其國の商業が必要とする以上のものは總て地金として取扱はるゝに過ぎずして鑄貨は古物の金銀器と等しく單に其內在的價值のみを以て賣買せらる可し(pp. 16-18.)。

自由鑄造の制度が採用せられてより、英國内に於て鑄造せられたる巨額の貨幣

は悉く溶埒によりて滅盡せしめられたり。金銀の潮は他の貨物と等しく満干あるものなり。西班牙より其多量が到來するや、通常最上の價格を與ふるものは造幣局なり。即ち同一の重量を以て鑄造せられざる銀に對し鑄造せられたる銀を交付するが故なり。而して旋て再輸出せらるゝが爲に地金に對する需要生ずる時は再び之を鑄潰すも何等の損失存することなきなり。即ち鑄造は何等の失費を所有者に與ふるものに非ざるが故なり。而も若し商賈は造幣の價格を支拂はざる可らずとせば、彼等は輕々に其銀を倫敦塔に輸納することなかる可く、而して鑄貨は常に地金以上の價值を保留するなる可し。英國は又久しきに亘りて貨幣剪截の惡弊に惱されつゝあり。而して剪截貨幣にして永く受納せられんか、殆ど國內に良貨なきに至る可きこと必然なり。英國民の如く削減せられたる貨幣を個數によりて受理する者は全世界に殆ど其類例存せざるなり。剪截貨幣の病患は之を忍ぶこと久しきに從ひ、愈其治療は困難と爲る可し。而して通説に従ひて舊貨幣の全部を回收し、一般租税を以て之を改鑄す可しとせば、其困難は多大なる可きも、而も一百磅中十磅は新鑄造の良貨にして、自餘九十磅中、其半數の四十磅を

剪截せられたるものと見て、之より生ずる損失は三分の一以上に出づることなかる可きが故に、剪截貨幣より蒙る損害は十五磅に過ぎざる可く、國王は總て公收入を受理するに際し各片は半截せらるゝが故に、一オンスに就き五志二片の割合を以て秤量によりて其臣民が之を支拂ふを肯ずるに非ざれば剪截貨幣を受納するを拒絶し、總て其例に倣ひて總ての人は一般の支拂に際し、剪截貨幣を拒絶するに至らしむる時は、多数人士の想像するが如く、さまで大なる困難を生ずることなかる可し。吾人は通貨の存在量を過大視するの傾向あるも、そは一般の見解よりも遙に尠少なり。是即ち貨幣の流通循環自由迅速なるに因るものなり。今剪截貨幣より生ずる損失が悉く現金の存する所に落つ可きものと想像する時は、そは極めて僅少なる場所に於て甚しかる可し。そは蓄藏貨幣に對して何等の大損害を與ふることなし。蓋し貨幣を貯藏せんと企つる者は良貨を以て之を行ふ可きこと明なるが故なり。貧民は多くの場合に於て貨幣を有することなきが故に、其影響を受くること大ならず。農民は貨幣を收受するや否や直に之を其領主に支拂ふものと想像せらるゝが故に、是亦損害を受くること大ならざるが如し。是に由り

てそは主として時により其身邊に備ふる正貨の多寡に著しき差違ある商人の上に歸す可し。斯くの如きの時に偶然斯くの如く多額の現金を有したる者が損害を蒙るなり。之を要するに、國外、國內の孰れを問はず、貨幣又は他の商品に關し、交易を拘束せんとするの法規は國民をして富裕ならしめ、而して貨幣及び資本を充實せしむ可き素因に非ず。而も若し平和を確保し、安靜なる公道を維持し、航海は障害を受くることなく、勤勉なる者をして其富と品性に隨て榮典と公職とに參加することを得せしめば、其國の資本は増加す可く、從て金銀は充實し、利子は輕易と爲り、而して貨幣は缺乏を告ぐることを能はざる可し(Dr. 1893)。

一國にして富裕たるに至らば金銀珠玉並に總て有用なる物、望ましき物は豊富と爲る可く、而して吾人の勞働、穀物及び家畜は國民の貧困なりし以前に比して其多額を取得するに至る可し。洵に有ゆる物の豊富は之を低廉ならしむるものなり。地金及び金銀器の夥多なるに拘らず、尙交易を遂行するが爲に鑄貨の不足を歎じ、更に多額の正貨を有さば交易は増進す可く、而して吾人は總ての物に對して更に良好なる市場を有するに至らんと説くは誤れり。貨幣は造幣局に於て加工

せられたる地金の製造品なり。今若し材料にして備り、職人にして亦存せんか、製造品の不足す可き理なきなり。貧民は富者が其金銀器を貨幣に鑄造せば、一般社會、殊に彼自身は是に由り利する所ある可しと思惟するも、而も之と同時に彼が富者をして其新鑄貨を浪費蕩盡せしむるに非ざれば、彼の見解は全然誤れるものなり。貨幣は其所有者を代ゆることある可し、而も取引に参加せる者を除きては萬人孰れも其状態を變ずることなし。貨幣は常に所有者を有す可く、而して決して扶持を求めて乞食せず、而も必ず有價值なる代償に對して購入せられざるを得ず。正貨の一定額は國家の交易を遂行する上に於て必要なるも、其額は事情の變化に伴れて増減あるものなり。貨幣の潮の満干は毫も政治家の助力なくして自ら補給し調節するものなり。貨幣稀少なれば、地金は鑄造せられ、地金稀少なれば、貨幣鑄潰さる。兩者が時を同じうして稀少なるは貧窮の状態を除きて存在し得ざるものなり。或者は國法を以て總ての取引に際し銀一オンスの價值を五志に限定し、而して造幣局に於て之を一オンスに就き五志四片又は五志六片に鑄造せらる可しとせば、國內に於ける有ゆる金銀器は直に鑄貨たるに至る可しと想像す

るも、而も如何なる法律か能く吾人をして他の者の財貨に對し、吾人の欲する所のものを之に與ふるを妨げ得可き。法は幾多の方法を以て回避し得可し。而して若し這般の法律が有効に行はれて、國內の有ゆる銀は悉く貨幣に鑄造せられたりとするも、そは所期の結果を收め得ずして、却て奢侈禁止法の有ゆる害惡を齎らすに至る可し。貨幣をして輕量ならしめ、又は雜分を大ならしむるも、事實吾人が變更し得たるは名稱にして物件に非ず。是に由りて地主及び債權者の損失に於て、借地人及び債務者に恩惠を與ふ可きのみ。而もこは議會によりて設定せられたる價格なるが故に、吾人は五志に對して一オンスを購入す可く、何人も其以上に賣ることを敢せざる可しと言ふ者あらんも、彼等にして若し其以上に賣ること能はずとせば、彼等は之を鑄造す可く、而して何人と雖、五志五片に鑄造し得る場合に五志に對して一オンスの銀を賣る者なかる可し。斯くて吾人は郭公を籬に圍はん

と努むるも徒勞なる可し (Four) と全然同一なる諺語を使用せるを注意す可し。

三田學會雜誌第十二卷第九號ジョン・ロツクの利子學說(下)參照、即ち如何なる國民も未だ曾て政策によりて富裕と爲れるものなきが故なり、而も貿易と富とを齎す

ものは平和、勤勉及び自由の外あることなきなりと(Postscript. pp. i-v)。

七

曩に Some Considerations を通じて Locke が貨幣引上げに對する反對論を紹介し終りたる吾人は爰に A Report containing an Essay for the Amendment of the Silver Coins. に據りて William Lowndes の貨幣引上げ論を窺はざる可らず。此書は全編を五章に分つも、其過半は本位論より成れり。而して彼が本位論は Sterling 貨の意義を以て始る。

一部の論者に據れば、英國内に於て初て貨幣の鑄造せられたる時、それは純金及び銀を以て作製せられしが(Hales, of Sheriffs Account, p. 5.)、其後一定量又は一定比率の卑金屬を之に混合するを以て、其製作上便宜なるを發見するに及び、スターリングなる言辭は誘入せられて、爾後純分の一定比率又は度合を表示するが爲に使用せらるゝに至りしものなりと信せられ、他の論者に從へば、此言辭は初て其鑄造を見たる蘇格蘭の一城砦の名稱に基くものと想像せられ、他は其表面に捺印せられたるものと想定せらるゝ、恒星即ち Astracism に歸し、或は又往昔猶太人が其債權の保

證として徴したる猶太人の星と稱する證書の名稱より生じたるものと做し、他の或者は此國に於ける之が最初の職人たる Easterlings なる一部の人民より來れるものなりと説く。然れども純良の程度を表示するものとしてスターリングなる文字は Libro Juditario 若しくは Doms-day Book に説示せられざるを以て William 勝王の治世に於ては未だ其の存在を見ざりしが、Edward 三世の第二十五年に發せられたる條例、造幣局の古證文及び貨幣に關する舊記録が古代のスターリングに關説せるに徴するに、此稱呼は其後幾許ならずして誘入せられたるものなる可しと信ず。余は是等の文書に徴して(一)限定せられたる意義に於てスターリング又は Easterling は初め現時の片ペニに比し約三倍の重量を有し、單に倫敦のみに於て鑄造せられしが故に會て Lunders と呼ばれたる銀片ペニを意味するに外ならず、(二) Sterling 及び Standard なる文字は同一義なり、(三)前記條例に擧示せられたる古スターリング、Le 20 jour de May Ian du Regne Edward 3. cestassavoir d' Engleterre quarant. sisme & de France trent tierce entre le Roy & Bardet de Malepils de Florence, なる證文中に記されたる古 Easterling の金位及び雜分、並に其他造幣局の證書中に發見せらるゝ英國古代の正

しき本位が金量一封度の金は二十四カラットに分たれ、而して各カラットは四氏に分たれ、而して古スターリング又は正しき本位金の重量一封度は純金二十三カラット三氏半及び雜分半氏より成るものと解釋せらる可きものなり。而して之が雜分はRed Bookの記すが如く銀若しくは銅たり得可く、又金量一封度の銀は其當時より現今に至る迄長く十二オンスに分たれ、各オンスは二十ペニーウェイトに、而して各ペニーウェイトは二十四氏に分たれ、銀の各氏はSubtle Grainと稱せられ、其六十を以て金の一氏に相當す、而して其當時に於て古スターリング又は正しき本位銀の重量一封度は現今に於けると等しく純銀十一オンス二ペニーウェイト及び雜分十八ペニーウェイトより成れるなり。(四)スターリング貨は罰金契約書其他之に關說するの機會を有したる書類に徴するに、法律の解釋上原則として時々王室との間に締結せられたる彼等が夫々の契約書に準據して雜分を混入せられたる一定比率の純金屬を以て造幣局累代の親方及び職人に依りて鑄造せられ、而して如上の契約書又は至尊の命令に依りて通用せしめられたる金銀貨のみ獨り常に輸入せられ、而して猶輸入せらるゝなり。而して這個純分と雜分との比率

は時に變化ありしものなることを明にするを得たり(Pp. 15-9)。

次で Lowndes は歴史的に Edward 三世の第十八年(是より以前に溯りて稽ふ可き資料なし、唯だ Red Book は Edward 一世王の第十八年に貨幣鑄造の方法を學ぶが爲に海外より職人を招致せるの日時を記するのみ)より、彼の時代に於て猶、效力を有しつゝある William 及び Mary の初年に於ける造幣局の契約書に至る迄、凡そ彼が発見し得たる造幣局の親方又は職人が其夫々の契約書に基きて貨幣鑄造上遵守し來れる純金及び純銀が各個の雜分に對する比率を掲載し、而して(一)現在に於ける銀貨の原位は四百年以前に比して相異なる所なく、所謂古スターリング又はイースターリングと同一なること、(二)金貨の原位は現今純分二十二カラット、雜分二カラットにして、四百年以前に比し僅に一カラット三氏半の相違あるのみなること、(三)舊原位は上記年間の大部分を通じて維持せられたること、而して之に背馳せる著例は Henry 八世及び Edward 六世の治世に存したるの事實を注意せり(Pp. 19-28)。

第三に彼は近き將來に於て鑄造せらる可き新鑄貨が悉く現在の金位純分を保持す可きを主張せり。而して之に對する理由は凡そ下の如し。即ち(第一)賢明な

る我祖先は四百年の久しきに亘り大體に於て古スターリング若しくは頗る之に
近き原位を維持するに努めたること(第二縱令公權威に由る従前の鑄貨改悪殊に
Henry 八世及び Edward 六世の御宇に行はれたるものは王室の利潤を目的とし、發
案者は銀貨又は金貨中に混入せられたる雜分の過當なる分量を以て其利潤を量
定す可く、而してそは自己の人民の上に其特權を極端に迄伸長し得たる君主によ
りて企圖せられ、是に由りて損傷せらる可き内外の交易を有すること頗る僅少な
る時代に於て行はれたりと雖、而も經驗は幾許ならずして發案者の謬見を明なら
しめ、惡貨改鑄の絶對的必要を教へたり、而して之が改鑄の舉は Edward 六世自身に
よりて着手せられ Philip 王及び Mary 女王によりて續行せられ、而して這般の計畫に
對する唯一の結果たる多大なる經費困惑及び混亂なきにあらざりしも、幸にして
Elizabeth 女王によりて完成せられたること(同女王は貨幣の夥多なりし其治世の
第三年に、劣惡なる貨幣をスターリングに改鑄するが爲に倫敦塔内に特殊の造幣
局を建設せり。後、幾許ならずして女王は其勅令中に於て人民に告げて曰く、朕は
久しく彼等を貪り喰ひつゝ、ありし怪物を征服せりと、 Cotton, Speech touching the

alteration of Coin, 1626. 此著名なる演説が何人によりて行はれたるやに就きては多
少の疑問あり。そは初め Speech of the Sir Thomas Roe, at the Council Table in 1640. を題し
一千六百四十一年を以て出版せられ、次で同五十一年 Cottoni Postuma 中の A Speech
made by Sir Robert Cotton, K^t, and Baront, before the Lords of His Majesty's most Honourable Privy
Council, at the Council-Table; being thither called to deliver his Opinion Touching the Alteration of
Coin. Sept. 2. Annoque Regni Regis Carolii. (1626,) を題して上梓せられたり。茲に Lowndes
によりて引用せられたる章句は一千八百五十六年 Political Economy Club 版 A Select
Collection of Scarce and Valuable Tracts on Money. 中に挿入せられたる同演説 p. 126 に於
て之を見る可し(第三後世の批評は其鑄貨によりて政府の良否を分つの傾向ある
が故に、惡貨の鑄造に由りて我今上の政府を汚辱す可らざること(第四縱令鑄貨中
に混入せらるゝ雜分を大ならしむるも、彼等にして猶地金たる銀の時價に相應せ
しむ可き純分を保持す可き間は人民に對し毫も事實上の損害存せざる可しと雖、
然も現在に於て銀を稀少且つ高價たらしめたる原因歎まば、銀其物の價格は低落
せざるを得ざる可し。而して若し其間に鑄貨が改悪せしめらる可しとせば、乃ち

國民が貿易及び國富を回復し、而して是れに由りて銀の價格を引下げたる以後に於て、國王が其租稅、收入及び公債に於て蒙る可き損害及び貴族、紳並に平民(殊に宗教家)が是に由りて其債權、地代及び年金の支拂はるゝ際に遭遇す可き損失は、少くも斯くの如き惡貨が全部除却せられ得る迄は持續するなる可く、單に之を改革するのみにて著しく長年月を要す可く、而して這回の戰爭終局と王國の貿易及び富の再興後に於て新なる煩勞と困難とを誘起す可きこと、(第五)英國現時の原位は大陸諸外國造幣局の大多數と一致する所なるが故に世界に周知せらるゝ所に於て、而して此國と取引を有する外國人は總て外附的名稱よりも內在的價值を注意し、之に従つて交易するの常なるに、若し劣惡なる貨幣にして鑄造せられんか、其內在的價值は不確定たるか、又は論争の因と爲る可く、而して此種の争議に際し、恐らく勝利は吾人に在らずして彼等に存し、爲に交易は現在に比して一層我損害たるに至る可きこと、而して(第六)公權威による貨幣の改惡は是に由りて提唱せられ得る如何なる利益と雖悉く次項に論述す可き本位の價值引上げに由りて更に容易に實現せられ得可く、且つ更に良好なる先例を有するが故に、無用且つ無價值のもの

のたること等はなり(pp. 28-33)。

八

第四に Lowndes は從來金量一封度中に於ける錢貨の量目及び個數を量定す可き英國鑄貨中に於ける金銀の價值が時々引上げられたるの事實を過去四百餘年間に於ける造幣契約書中現今猶存在せるものに就きて周到なる觀察を行ひ、而して危急窮迫に由りて要求せらるゝ毎に、其外附的稱呼に於て數次鑄貨の價值を引上げ、而して殊に地金をして鑄造せしめらるゝが爲に國內に流入するを獎勵するは(往々にして其期待せる目的の達せられたる時、其價值は再び下落するを免れざりしと雖)恒に英國造幣局の實施したる政策たりしことを論結せり(實に同一の政策は諸外國所屬の有ゆる造幣局に於ても等しく實行せられたる所なり)。斯くて Edward 一世の第二十八年より當代に至る四百餘年間に於て銀貨の外附的價值又は稱呼は約三倍の割合を以て引上げられたり、即ち當時に在りてはスターリング銀の金量一封度は二十志三片に分割せられ、從て合計二百四十三片又は二十志四分の一、若しくは一磅八十分の一の貨幣は上記一封度の金量より鑄造せられしな

り、然るに現在に於ては最近約九十年來、同一銀の金量一封度は總數六百四十四片、又は六十二志若しくは三磅十分の一に鑄造せられ、而も當時も今も金量一封度は同一の量目及び品位を有するなり。而して金貨に關しては Edward 一世(恐らくは三世の誤なる可し)の第十八年に於て國王と親方及び職人たる Walter de Dunflower との間に締結せられたる造幣契約に由り、舊原位の金各一封度即ち純金二十三カラット三氏半雜分半氏は合計十五磅に鑄造せられしものなるが、今日に於ては漸く二十二カラットの純分を有する金の一封度が四十四磅十志に鑄造せらるゝなり (James 二世の初年に於ける同王と Thomas Neale との間の造幣契約)。而して這個鑄貨の稱呼に於て金銀貨の外附的價值を引上ぐるの方法は殆ど有ゆる國王の治世に於て恒例たりしが故に、正當、必須又は合理なる事由が其機會を與ふる時は隨時之を斷行するに由りて曾て何等の不利、失體、又は禍患を生じたることなし。而して刻下の急に際し我國家の依頼す可き唯一の方策たる鑄貨の價值引上げはクラウン、半クラウン、志シリングと稱する各片をして夫々其量目を減少せしむるか、又は剪截を受けざる現在の貨幣に等しき量目及び大さを持続し、而して同時に是等の各片

は孰れも總體に於て従前よりも高價に通用す可きを命ずるに依りて之を行ふを得可しと。而も彼は進んで這般の問題に對する其意見を、開陳するに先立ち、各片を削減するも、若しくは各片をして夫々現在の量目を保持せしめて之よりも高歩合を以て流通せしむ可きを命ずるも、等しく我鑄貨中に於ける銀の價值を引上ぐるを得可しと云ふ假説を確定し證明するの必要を見たり。前者は古來の造幣契約書中に幾多の先例を見る所なるも、而も後項に至りて一層詳密なる説明を得可きが如く、後者は更に我現在の事情に適合するの觀あるなり。上記の假説又は定理は容易に證明せらるゝを得可し。即ち先づ現今の原位に據りてクラウン貨の一片はスターリング銀に於て十九ペニーウエイト百萬分の三十五萬四千八百三十八若しくは十九ペニーウエイト八氏半強を有し、現在に於て五志若しくは六十六片ペニーに通用しつゝあることを預定せよ。而して之と全然同一なるクラウン貨の一片が六志三片若しくは七十五片に通用す可きを命ぜらる可しと想定せよ。然らば七十五片は六十片に等しきが故に反比例に由り六十片は四志に相等しき四十八片に相當す可し。是に由りて若し現今一クラウン中に存する銀の外附的價值

が古來の先例に準じて同片の量目を減殺するに由り六志三片に引上げらる可しとせば、乃ち斯く削減せられたるクラウンは僅に前記十九ペニーウェイト百萬分の三十五萬四千八百三十八に對し其五分の四即ち十五ペニーウェイト一千萬分の四百八十三萬八千七百〇四の量目を有するに過ぎざる可く、而して此場合に於て引上げられたる六志三片の價値を十分ならしむるが爲に同一比率に於て鑄造せらる可き五個の三片は、削減せられたるクラウン貨の四分の一の重量を有せざる可らず ($15.4838704 + 3.8709676 = 19.3548380$) との推理を得可し。尙、正比例に由り若しスターリング銀の十五ペニーウェイト一千萬分の四百八十三萬八千七百〇四が五志又は六十片に流通す可しとせば、乃ち現在の本位に由りて完全なるクラウン貨中に存す可き定量にして、而して前掲の如く他の二定量の合計に等しきスターリング銀の十九ペニーウェイト一百万分の三十五萬四千八百三十八は六志三片又は七十五片に流通す可く、斯くの如くして各片の量目削減に依りて行はるゝと等しく銀貨の外附的價値を引上ぐるを得可きなりと (pp. 33-61)。

斯くて Lowndes は漸くにして其意見を具陳するの機に到達せり。曰く「現在に

於て存在し而して剪截し、角を落し、鑪を掛け、洗滌し又は或他の術計に依りて毫も減殺せらるゝことなき我英國の適法なる鑄貨として後に列擧せらるゝが如き總ての銀貨は公權威によりてクラウン貨に對し六志三片の原基に引上げらる可く、而して他種の貨幣に對しては之れに比例し、即ちクラウン貨は七十五片に半クラウン貨は三十七片半、志貨は十五片に而して半志貨は七片半に流通せしむ可く、其他十三片半貨、九片貨、グロート貨、二片貨等の如き其數極て少なく、且つ著しく磨損せられ剪截せられたる舊貨は總て之を其現在の原基に於て流通し、而して其今日に於けると等しく片及び之の一部に於ける其價値を見出すに委せしむ可し。而して移入せしめらる可き剪截貨幣又は其他有ゆるスターリング銀より鑄造せらる可き新鑄貨は現時に於ける造幣局の契約書に據りて彼等が夫々の量目又は容積に作製せしめらる可し、即ち其一個は Sceptre 又は Silver-Unit 或は陛下の指定せらる可き他の名稱によりて呼ばるゝを得可く、而して正確に量目及び品位に於て現在の剪截せられざるクラウン貨に等しかる可きも、而も七十五片スターリングに流通す可く、金量一封度中に斯く鑄造せられたる錢貨の十二個五分の二の存在を

見る可く、而して Sceptres 又は Unites 若しくは前述せるが如く他の名稱によりて呼はるゝ前記錢貨の三個は後に擧示す可き十五片貨の一個と合して合計一磅スターリング即ち凡そ有ゆる計算及び適法の支拂に於ける合法なる英國貨幣の一磅を構成す可きものなり。他の一個は半 Sceptre 又は半 Unites 或は陛下の指示せらる可き他の名稱によりて呼ばる可く、量目及び品位に於て現在に於ける剪截を受けざる半クラウン貨に等しかる可きも、而も三十七片半スターリングに流通す可く、金量一封度中には上記錢貨の二十四個五分の四の存在を見る可く、而して半 Sceptre 又は半 Unites 若しくは陛下の指示せらる可き他の名稱によつて呼ばるゝ前記錢貨の六個は後掲十五片貨の一個と合して合計一磅スターリング即ち凡そ有ゆる計算及び適法の支拂に於て合法なる英國貨幣の一磅を構成す可し。更に他の一個は Testoon 又は十五片貨と稱せらる可く、量目及び品位に於て現在に於ける剪截を受けざる志に等しかる可きも、而も十五片スターリングに流通す可く、金量一磅中に其六十二個の存在を見る可く、而して Testoon 又は十五片貨と呼ばれたる上記錢貨の十六個は合計一磅スターリング即ち適法なる英貨の一磅を構成す可く、又

是等 Testoons の十個は後掲 Grosses 又は Groats の二個と共に一 Mark Sterling を構成す可く、又其五個及び上記 Gross 又は Groats の一個は國法が Half merk (半馬克か) と呼ぶの常なる一 Noble を構成す可く、又其八個は Angel 貨を、其四個はクラウン貨を、其二個は半クラウン貨を構成す可く、而して彼等は凡そ總ての計算、會計及び適法の支拂に際し其他幾多の關係に於て比例的に變化するを得可し。更に他の一個は半 Testoon と稱せらる可く、量目及び品位に於て現在の原位に於ける半志に等しかる可きも、而も七片半スターリングに流通す可く、金量一封度中に其一百二十四個の存在を見る可く、而して半 Testoon と呼ばる可き上記錢貨の三十二個は合計一磅スターリングを、其二十個は Grosses 貨又は Groats 貨と共に合計一馬克を、是等半 Testoons の十個は一 Gross と共に一ノールを、其八個は合せて一クラウンを、彼等の五個は半グロートの一個と共に合せて半ノール貨即ち三志四片を、其四個は半クラウンを、彼等の三十二個は合せて二十志を、其十六個は合せて十志を、又彼等の八個は合計五志を構成す可く、而して彼等は凡そ有ゆる計算、會計及び適法の支拂に際し、其他幾多の關係に於て比例的に變化するを得可し。更に他の一個は Gross 又は五

片貨と稱せらる可く、量目及び品位に於て現在の原位置に於ける一グロートに等しかる可きも、而も五片スターリングに流通す可く、金量一封度中に其一百八十六個の存在を見る可く、而して上記グロス又は五片貨の四十八個は合せて一磅スターリングを構成す可く、又茲に列擧す可く餘に冗漫なる幾多の體様に於ける彼等の比例的個數は、絶對に持續せらるゝことを必要とする諸般の計算に於て、又は議会の議決、記録若しくは他の適法の證書類中に於て使用せらるゝ上記磅、馬克、半馬克、四分の一馬克、エンセル、クラウン、半クラウン、志及片の稱呼に相應す可し。更に他の一個は四分の一テスツーンと稱せらる可く、量目及び品位に於て現在の原位置に據る三片貨の一個に等しかる可きも、而も三片三ファデング、スターリングに流通す可く、金量一封度中に其二百四十八個を見出す可く、而して是等四分の一テスツーン貨の六十四個は合計一磅スターリングを構成す可く、又彼等の比例的個數は更に多數の體様に於て諸計算又は英國法に使用せられたる上掲の稱呼に相應す可し。更に他の一個は半グロート又は半グロスと稱せらる可く、量目及び品位に於て現行原位置に據る二片貨の一個に等しかる可きも、而も二片半スターリング

に流通す可く、金量一封度中に之が三百七十二個の存在を見る可く、而して上記半グロート貨の九十六個は合計一磅スターリングを構成す可く、又彼等の比例的個數は最多の體様に於て諸計算又は英國法に使用せらるゝ上記の稱呼に相應す可し。而して他の一個はPrimeと呼ばれる可く、量目及び品位に於て現原位置の一片に等しかる可きも、而も五ファデング即ち一片四分の一スターリングに通用す可く、金量一封度中に之が七百四十四個の存在を見る可く、而して上記プライムス貨の一百九十二個は合計一磅スターリングを構成す可く、又其比例的個數之が順列は殆ど無限なりは殆ど總ての體様に於て諸計算又は英國の諸法規に使用せらるゝ上記の稱呼に相應す可し。而して志の稱呼を持續せしむること便宜なる可きが故に、爰に志又は十二片貨と稱せらる可き一個を加へしむ可く、現在行はれつゝある如何なる本位貨に對するも、量目に於て等しからざるも、品位に於て同一にして、現時の志に比し量目に於て五分の一方少なる可き十二片スターリングに通用す可く、金量一封度中に之が七十七個半の存在を見る可く、其二十個は合計一磅を構成す可く、斯くて前記銀貨の各金量一封度は數量に於て従前と異なることなきも、價値に於て封度金量により三磅二志より三磅十七志六片スターリングに引上げらる可し。(pp. 61-7)